

福井市こども未来条例（素案）に関する 福井市パブリック・コメント募集の結果

【意見募集結果】

実施時期	令和6年12月2日から12月27日まで	
意見提出状況	提出者 意見数	3人 10件
意見提出方法	書面の持参 郵便 ファクシミリ 電子メール 電子申請	0人 0人 0人 0人 3人

【意見に対する市の考え方】

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	<p>こども基本法第十六条に、「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」とあります。</p> <p>福井市こども未来条例（素案）においても、「市は、こども施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」を加えてはと考えますが、如何でしょうか？</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>	<p>第5章の「基本となる施策」においては、こども・若者等の意見を広く聴き、市が取り組むべきと考える施策の内容を盛り込みました。財政措置や人員確保は、施策実施のためには必要なものとして含まれていると考えます。</p>
2	<p>すでに権利を侵害されていることへの救済について／</p> <p>誰が（どこが）責任を持って救済するのかの記載が必要かと思えます。確認した際、すでにそのような機関はあるとのご返答でしたが、それならなぜ権利を侵害されているこどもが放置されているのでしょうか？この機会に条例にしっかりと記載し、こどもたちの手に届くようにしていただきたい。</p>	<p>こどもの権利については、条例においても、全てのこどもに安心して自分らしく生きるために様々な権利が保障され、また、何人もその権利を侵害してはならないことを定めています。</p> <p>また、条例では、こどもや保護者、こどもに関わる多くの市民、そして行政が、こどもを育む社会に関して同じ理想を共有し、ともに手を携えて取り組んでいくことを目指しています。</p> <p>市としては、第5章の「基本となる施策」で定められているとおり、こどもの状況に応じた適切な支援や情報提供、関係機関と連携した相談体制の充実などに、しっかりと取り組ん</p>

		<p>でまいります。</p> <p>さらに、第16条のとおり、条例の趣旨が子どもたちに伝わるよう、必要な周知を行います。</p>
3	<p>学校の役割について／ 学校は子どもが1日の大半を過ごす場所。それにしても役割が薄く、ぼんやりしていると感じます。学びの保障は当然のこと、それ以外についてもどういう役割があるか検討し、記載が必要と思います。</p>	<p>第4章にて「それぞれの果たすべき役割」を定め、子どもを育む社会に関して同じ理想を共有し、ともに手を携えて取り組んでいくことを目指しています。</p> <p>学校等の役割については、第9条で、主体的に生きる力を身に付け、可能性を広げることができるよう取り組むことや、安全かつ安心に過ごせる場をつくることを定めています。</p>
4	<p>入院中の子ども／ (8)に含まれると思いますが、長期入院中の子どもたちも別記があるとうれしい。</p>	<p>第4条において、「全ての子どもは、障がいの有無や国籍の違い等にかかわらず、個人の属性や置かれた状況に応じて必要な支援を受けることができる」と定めており、長期入院中であるなど、その他の様々な状況にある子どもについても、条例での明記の有無にかかわらず必要な支援を行うことが重要と考えています。</p> <p>なお、条例への記載については、子ども・若者等から広く聴いた意見を反映させているもので、子どもが置かれている様々な状況を全て言い表すことは困難であることから、第13条第8号において「前各号に定めるほか、特に支援が必要な子ども」と規定しており、この中には長期入院中の子どもも含んでいます。</p>
5	<p>子どもとは／ この条例を作っている皆さんのイメージしている子どもは、公園を元気に走り回っている子どもたちでしょうか。そこに動くことや意思を表明することが困難な、重度の障がいや医療的ケアをもつ子どもたちの姿があってほしいと願っています。</p>	<p>第4条のとおり、公園を元気に走り回っている子どもたちだけではなく、障がいの有無などにかかわらず、全ての子どもが、条例の基本理念の下に生まれ、必要な支援を受けることができるまちを目指しています。</p> <p>また、第5条第1項第4号では子どもの権利として障がいの有無などいかなる理由を元とした差別も許されないことを、第13条第1号では障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもに対して適切な支援を行うことを定めています。</p>
6	<p>前文において「私たち」とは子どもでない者という意味か（そう読んだ理由：5条§2において、他者の権利を尊重する、とあるので）</p>	<p>前文における「私たち」とは、保護者や地域住民等、事業者をはじめ、行政や学校等、そして子ども自身も含めた全ての市民のことであり、社会全体で子どもの成長を応援し、子どもの未来が輝くまちの実現を目指しています。</p>

7	<p>2条(1)「こども」の定義はこども基本法のそのまま引用しているが、越前市のように「市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をするおおよそ18歳未満の者をいいます」と明記した方がわかりやすいのではないか(心身の発達過程にある者となると精神年齢などの低いものもカバーするような印象を受ける)</p>	<p>こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義されています。本市においても、18歳などの年齢で必要な支援やサポートが途切れてしまうことなく、心身ともに発達の過程にあるこども、若者世代に必要な支援を継続して行っていくことが重要と考えています。</p> <p>なお、越前市では12月13日から「越前市子ども条例」の改正に係るパブリック・コメントを実施しており、こどもの定義を「おおよそ18歳未満の者」から「心と体の成長の段階にある者」に改正する旨の案が示されています。</p>
8	<p>5条(4)は子どもの権利条約(「すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます」)を引用していると思われるが、意見や経済状況を削除する代わりに宗教を入れた意味はあるのか。福井市では特に宗教に関する問題が露呈しているということか</p>	<p>条例には、こども・若者等から広く聴いた意見を反映しており、第5条第1項第4号の内容は、宗教も含め、こども・若者等から出された意見の中から例として表したものです。</p> <p>意見や経済状況については、意見がなかったため明記はしていませんが、明記の有無にかかわらず、いかなる理由の差別も許されないことを定める規定としています。</p>
9	<p>15条の連携は、地域についても連携が必要なのではないか</p>	<p>第15条については、体制の構築及び整備という観点から、国、県、学校等といった専門性のある機関が連携することで、相談体制の充実を図ることを盛り込んでいます。</p> <p>なお、第3条第5号でも、基本理念として、地域住民等を含むそれぞれの主体が相互に連携することを定めており、支援情報の提供や相談体制の充実において、地域との連携も含めて、当事者の状況に応じた相談支援が行われるよう努めてまいります。</p>
10	<p>全体として、こどもとそれ以外という構成であり、今を共に生きている、という意識が見られない</p>	<p>条例は、こどもの未来が輝くまちの実現を目指すために社会全体でこどもの成長を応援することとしており、こどもと、市や保護者、地域住民等といった多様な主体との関わりやその果たすべき役割を定める構成となっています。</p> <p>また、こども自身も他のこどもの権利を尊重することや、こどもが意見や考えを自由に表現し、社会の他の主体と共に描く未来の実現を目指す立場であること、こどもが、愛情や思いやり、人と人との触れ合いや支え合いの中で育まれる社会を理想として目指すことを盛り込んでいます。</p>